　＜扶桑町埋立て等の規制に関する条例の概要＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　扶桑町 産業建設部 産業環境課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 0587-93-1111内線276

　一定規模以上の宅地開発の盛土や砂利採取跡地等の埋立てを行うときは、使用する土砂等が環境基準に適合しているか事前に検査し、合格したものを使って埋立て等の工事を行うとともに、定期的な土砂等検査や完了時にも土砂等検査をしていただくことになりました。これは土壌環境や大切な飲み水である地下水を汚染から守るためです。

　広さ５００㎡以上で平均高さ２㍍以上の盛土や埋立て工事を行うときは、平成２２年７月から許可が必要となります。以下に条例の概要を記します。詳細は条例をご覧下さい。

＊本条例の概要

工事を始める概ね１ヶ月前までに提出して下さい。ただし、他の事業の工程の一部において行われる場合は、整合の取れた内容にして下さい

許可申請

　　　↓

この条例に、違反している方や５年以内に違反した方は許可されません。また、環境を保全する措置がなされ、他法の規定に違反していないことが必要です。

審査

　　　↓

　　　許可・不許可を決定し、条件付加や不許可理由などをお知らせします。

許可書交付

↓

着手届提出、標識掲示、施行管理台帳の記載をお願いします。

着手届等

↓

搬入する土砂等が決定したら、発生場所ごとに、環境基準に適合しているか検査をしていただきます。役場職員の立会いのもと、計量証明事業者に試料採取・分析・報告書の作成をお願いして下さい。

搬入土の検査

↓

　毎月１回、搬入した土砂等の検査をしていただきます。役場職員の立会いのもと、計量証明事業者に試料採取・分析・報告書の作成をお願いして下さい。環境基準に適合していなかったときは、撤去等の処理をしていただきます。

定期の土砂等検査

↓

土砂等の搬入が終了したら、５００㎡ごとに区切って土砂等の検査を行って下さい。役場職員の立会いのもと、計量証明事業者に試料採取・分析・報告書の作成をお願いして下さい。

完了の土砂等検査

↓

完了の土砂等検査結果や土砂等搬入記録などを添付し、完了届を提出して下さい。土砂等検査の結果、環境基準に適合していなかったときは、撤去等の処理をしていただきます。

完了届

↓

書類は完了届け提出から１０年間保存して下さい。

書類の保存

　　盛土・埋立工事

には許可が必要

扶桑町では、土壌環境や地下水を守るため

「埋立て等の規制に

関する条例」を制定し、

平成22年7月1日から適用します。

面積が５００㎡以上で平均高さ2㍍以上の盛土や埋立工事には許可が必要となります。概要は裏面をご覧下さい。

詳しくは、下記へおたずね下さい。

扶桑町 産業建設部　産業環境課

電話0587-93-1111内線276　土地の埋立て等を実施するに当たっての許可申請の主な留意事項

＜許可申請の方法＞

特定事業を始める概ね１ヶ月前までに申請して下さい。なお、この条例は平成２２年７月１日施行ですので、条例施行後概ね1ヶ月以内に行う特定事業は、事前に下記の「問い合わせ先」に連絡を下さい。

＊「特定事業許可申請書」を提出してから「土砂等検査結果通知書」が提出され、土砂等が環境基準に適合しているか確認出来るまでは、特定事業には着手できません。

なお、申請内容に変更が生じたときは、必ず「特定事業変更許可申請書」により変更許可を申請し、変更許可を得て下さい。

１　申請書は、条例施行規則の様式を利用していただくか、同じ内容のものを作成して下さい。

２　申請書の提出部数は　正本１部、写し１０部です。

３　申請は審査会で審査し、許可・不許可等を決定します。

４　申請書の記載

1. 申請者の印は、実印を押印して下さい。申請人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、

その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

　②　特定事業の目的は簡潔に記載して下さい。

　③　特定事業場が数筆にまたがる場合は、代表地番及び他○筆と記載し、別紙で一覧表を添付して下さい。

　④　特定事業の土砂等の搬入計画は、次に掲げる事項を分かりやすく纏めたものを添付して下さい

　　　ア　交通安全対策、道路保全対策等

　　　イ　騒音、振動、粉じん、排水等の環境保全対策

　　　ウ　作業時間及び休日（官公庁の閉庁日は休業を原則）

　　　エ　施行管理者の氏名、住所、連絡先

　⑤　添付書類は、次のとおりです。

　　　ア　申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書の写し）

　　　イ　特定事業場の位置図及び付近の見取図

　　　ウ　特定事業場の平面図及び断面図（特定事業施行の前後の構造が確認できるもの）

　　　エ　特定事業場の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でないときには、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し

　　　オ　特定事業場及び隣接地の土地所有者等の氏名並びに住所を一覧にしたもの

　　　カ　特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表

　　　キ　特定事業に供される土砂等の予定容量の計算書

　　　ク　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

・　法令等に基づく許認可等を要するものの場合は、許可書の写し又は許可の見込みのあることを示す書面を添付して下さい。

・　その他現場状況等により指示されたときは、指示に従って下さい。

問い合わせ先

扶桑町　産業建設部　産業環境課　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 0587-93-1111　内線276